

医療材料等院外型SPD業務委託契約書（案）

愛媛県立子ども療育センター 所長 若本 裕之（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次の条項により医療材料等
院外型SPD業務委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲は、愛媛県立子ども療育センターにおける医療材料等院外型SPD業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 本契約は、甲の商品の安定供給及び在庫管理に関し、乙にこれを委託し、乙はこれを引受けるとともに甲乙相互信頼の精神に則り関係法規を遵守し、円滑な取引の維持発展を図ることを目的とする。
- 3 本契約の定める事項は、本契約の有効期間中に甲と乙との間に行われる商品及び在庫管理委託のすべてに適用される。
- なお、管理運営方法においては、院外型SPD方式で行うものとする。

（委託業務の内容等）

- 第2条 乙は、別添「医療材料等院外型SPD業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により、委託業務を処理するものとする。
- 2 乙は、前項の仕様書に定めのない事項については、甲と協議し、甲の指示を受けるものとする。

（定数管理と善管注意義務）

- 第3条 乙は甲との本契約に定めた商品を甲の指定する各部署に定数配置をした上で、甲が消費した商品を所定日に甲に補充するものとする。
- 2 甲は、乙より定数配置された商品の保管に最善の注意をもってあたるものとし、甲、乙以外の第三者が商品に接触し、又はこれを持ち出し使用する等の事故が発生しない様最善の注意を払うものとする。
- 3 乙は本契約有効期間中何時でも、各部署の商品を確認することができることとし、前項の注意義務違反、又はその他の理由により、実棚卸数量（配送処理中を含む）が定数に満たない場合には、その不足数量分の商品をラベル紛失商品として扱い、発見した時点の契約単価にて債権が発生するとともに、速やかに補充配置するものとする。
- 4 乙は、定数商品に対する有効期限管理を行う中で、有効期限切迫品を該当部署に案内するとともに、他部署での使用促進や他施設への振り替え等、有効期限切れ対策を行う義務があるものとする。

（乙の供給品目等）

- 第4条 定数配置された商品の内、売切商品以外は預託にて乙の所有に属し、甲はその商品を使用する権利を有する。
- 2 甲の希望により乙が定数配置した商品を、甲の都合で使用中止又は変更する場合

は、共通医材を除き原則として院内定数商品及び乙の院外サプライセンター在庫商品を優先的に使用するものとし、同等材料との併用は原則認められない。また中止及び変更時期については、相互協議の上これを決定するものとする。

- 3 定数として管理している商品が甲の当初の見込みと違い半年以上非稼動となる場合は、甲乙協議の上定数を解除し、甲への債権発生を行う事ができるものとする。

また、それが単独医材の場合は甲の為に準備されている乙の院外サプライセンターの在庫商品を含むものとする。

- 4 前項の商品の変更及び中止の具体的手続きについては、所定の申請書をもって行うものとする。

(委託料)

第5条 甲は乙に対し、委託料として月額 円(うち消費税及び地方消費税額 円)を支払う。

- 2 委託料の内訳は基本の商品供給管理料とマスタメンテナンス料・定数商品管理料等で構成され、契約期間内は固定金額とする。ただし、業務の内容において新たに追加業務等が発生した場合はこの限りではない。

- 3 やむを得ず前項の委託料の変更を行う場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

(実績報告書及び完了検査)

第6条 乙は、委託業務について1か月ごとに、遅滞なく甲に対して実績報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に委託事業の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第7条 委託料の支払いは、前条第2項の検査終了後、乙は第5条第1項の月額委託料を請求するものとし、甲は、乙の請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(支払の遅延)

第8条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、甲に対してその支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(委託の期間)

第9条 乙は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、委託業務を行うものとする。

(長期継続契約の場合の特約事項)

第10条 甲は、前条の規定に関わらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額に

ついて減額又は削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

(購買単価の維持等)

第11条 乙は甲と取り決めた商品の購買単価を遵守するとともに、購買単価の低減に努めるものとする。

2 購買単価は、原則として甲の購入実績価格、他施設での実勢価格等により算定した額を下回るものを採用とする。

(同等品集約及び購買単価の見直し)

第12条 定数商品の見直しは、乙から甲へ適宜、同等品集約提案を行うこととする。定数商品の切り替えにあたっては、切り替え前商品を優先的に使用するものとし、それが単独医材の場合は院外サプライセンターの在庫商品も使用することとする。

2 定数商品の購買単価の見直しは、原則年一回行うこととする。見直し実施時期及び購買単価変更時期は、甲乙協議のうえ決定することとする。

3 償還改定等においては、甲乙相互協議の上、実施時期及び価格適用日を決定するものとする。

(契約保証金)

第13条 契約保証金は 円とする。

(代理受領の禁止)

第14条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第16条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(調査等)

第17条 甲は、必要と認めたときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行ない、又は報告を求めることができる。

(作業上の責任)

第18条 乙は、この契約締結により、従事する担当職員が行う作業上の行為は、すべて乙の責めとし、作業上の事故においても、すべて乙の責任において措置するもの

とする。

(甲の解除権)

第19条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等ではなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納

付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

(9) 第21条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(違約金)

第20条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第21条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第22条 乙は、この契約に違反し、又はその責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第23条 本業務を遂行するに当たり、甲及び乙は次の事項を遵守する。

(1) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は業務を遂行する目的以外に使用してはならない。

(2) 前号の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

(協議事項)

第24条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)、本件入札公告及び別途締結する単価契約書によるもののほか、この契約の条項に疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結を証するため、本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を所持するものとする。

令和７年　月　日

甲　愛媛県東温市田窪2135番地
愛媛県立子ども療育センター
所長　若本　裕之

乙